

## 「とちぎふるさと電気」シンボルマーク等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「とちぎふるさと電気」(以下「ふるさと電気」という。)の、シンボルマーク、マスコットキャラクター等(以下「シンボルマーク等」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 シンボルマーク等とは、以下に定めることのほか、別途、東京電力エナジーパートナー株式会社(以下「東電EP」という。)が設定する「とちぎふるさと電気」マークのご使用ガイドラインに定めるものをいう。

シンボルマーク：栃木県のマスコットキャラクター「とちまるくん」と東電EPの「水力マーク」を組み合わせたマークをいう。

マスコットキャラクター：栃木県のキャラクター「とちまるくん」をいう。

(使用承認等)

第3条 シンボルマーク等を使用する場合は、あらかじめ「とちぎふるさと電気シンボルマーク等使用承認申請書」(様式第1号)を栃木県企業局電気課長(以下「栃木県」という。)に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 東電EPが本メニューの販売を目的として使用する場合
- (2) 東電EPから「とちぎふるさと電気」を購入した事業所(以下「契約者」という。)が、地域貢献や環境貢献へ企業活動の宣伝、評価等の目的で使用する場合
- (3) その他、栃木県が認めた場合

2 栃木県は、前項の申請書を受理した場合は、当該申請に係るシンボルマーク等の使用の承認の可否について審査し、その結果を遅滞なく申請者に通知するものとする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、シンボルマーク等の使用の趣旨に反するものとして承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教活動に使用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合
- (4) ふるさと電気のイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれのある場合
- (5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (6) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
- (7) その他承認することが不相当と栃木県が認めた場合

3 前項の通知は、「とちぎふるさと電気シンボルマーク等使用承認(承認内容変更)通知書」(様式第2号)又は「とちぎふるさと電気シンボルマーク等使用不承認通知書」(様式第3号)によるものとする。

(使用料)

第4条 シンボルマーク等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 シンボルマーク等を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式等を正しく使用すること。
  - (2) 承認された用途にのみ使用し、栃木県が指示する承認条件に従うこと。
  - (3) 使用の承認を受けシンボルマーク等を使用する場合は、承認番号を付記すること。ただし、使用対象物件の美観又は機能を著しく損なう場合には、栃木県と協議の上これを省略することができる。
- 2 シンボルマーク等を使用する権利は、第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- 3 その他、シンボルマーク等の使用に関しては、本取扱要領のほか、「とちぎふるさと電気」マークのご使用ガイドラインによるものとする。

(見本品等の提出)

第6条 シンボルマーク等を第3条第1項(3)により使用する者は、見本品等を速やかに栃木県に提出しなければならない。ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

- 2 前項の写真は見本品の全体が写されているもの及びシンボルマーク等の使用状況がわかるもの2種類を提出するものとする。
- 3 第1項の規定に基づき提出された見本品及び写真は返却しないものとする。

(承認内容の変更)

第7条 シンボルマーク等の使用承認を受けた者が、シンボルマーク等使用承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ「とちぎふるさと電気シンボルマーク等使用承認内容変更申請書」(様式第4号)を栃木県に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認をする場合は、第3条第3項の規定を準用する。

(承認の取消し)

第8条 栃木県は、シンボルマーク等の使用がこの要領及び承認内容に違反していると認められる場合、当該使用承認を取消することができる。

- 2 前項の承認の取消しは、「とちぎふるさと電気シンボルマーク等使用承認(承認内容変更)取消通知書」(様式第5号)により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取消された者は、承認取消しがあつた日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。
- 4 第1項の規定に基づき、デザインの使用を取消された者に生じる経費(改修費用、成果品の作製費用等)は、当該使用を取消された者が負担するものとする。

(報告義務)

第9条 第3条第1項(2)によりシンボルマーク等を使用する者は、東電EPが別途定める様式により東電EPへ報告しなければならない、また、第3条第1項(3)によりシンボルマーク等を使用する者は、承認期間後1か月以内に、「とちぎふるさと電気シンボルマーク等使用報告書」(様式第6号)により栃木県へシンボルマーク等の使用状況及び使用実績について報告しなければならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、シンボルマーク等の使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年12月22日から適用する。

この要領は、令和2(2020)年4月1日から適用する。

(様式第1号)

年 月 日

栃木県企業局電気課長 様

(申請者) 住 所  
氏 名

印

とちぎふるさと電気シンボルマーク等使用承認申請書

とちぎふるさと電気シンボルマーク等を使用したいので申請します。

なお、シンボルマーク等使用承認通知書の承認条件等を遵守するものであり、承認条件等に違反した場合には、承認の取消しを受けても異議ありません。また、当該案件に係わる配布物、掲示物及び販売物の回収の要求についても速やかに応じ、一切の費用を負担することを誓約します。

記

1 使用物	
2 使用目的	
3 使用期間	自： 年 月 日 ( ) 至： 年 月 日 ( )
4 使用方法	
5 販売・非売の別	・販売 (予定価格 円) ・非売
6 連絡先	担当者名： TEL：
7 使用計画	

- ※添付書類 (1) 企画書 (レイアウト、スケッチ、原稿等)  
(2) 申請者の概要、現況を示すもの  
(3) その他参考となるもの

(様式第2号)

企電第 号  
年 月 日

様

栃木県企業局電気課長

とちぎふるさと電気シンボルマーク等使用承認（承認内容変更）通知書

年 月 日付けで承認（承認内容変更）申請のありましたシンボルマーク等の使用（変更）については、下記のとおり承認します。

記

1 承認条件

- (1) 使用承認（承認内容変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- (2) とちぎふるさと電気シンボルマーク等使用取扱要領を遵守すること。
- (3) 承認後は速やかに見本品又は写真を提出すること。

2 承認期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

3 承認番号

企電承認第 号

(様式第3号)

企電第 号  
年 月 日

様

栃木県企業局電気課長

とちぎふるさと電気シンボルマーク等使用不承認通知書

年 月 日付けで承認（承認内容変更）申請のありましたシンボルマーク等の使用（変更）については、次の理由により不承認とします。

記

理由

(様式第4号)

年 月 日

栃木県企業局電気課長 様

(申請者) 住 所

氏 名

印

とちぎふるさと電気シンボルマーク等使用承認内容変更申請書

年 月 日付け企電承認第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

事 項	変 更 前	変 更 後
1 使 用 物		
2 使 用 目 的		
3 承 認 期 間		
4 使 用 方 法		
5 販 売 ・ 非 売 の 別		
6 連 絡 先	担当者名 : TEL :	担当者名 : TEL :
7 使 用 計 画		

※添付書類 (1) 企画書 (レイアウト、スケッチ、原稿等)  
(2) その他参考となるもの

(様式第5号)

企電第 号  
年 月 日

様

栃木県企業局電気課長

とちぎふるさと電気シンボルマーク等使用承認（承認内容変更）取消通知書

年 月 日付け企電承認第 号で承認（承認内容変更）したシンボル  
マーク等の使用については、下記の理由により取消します。

当該承認に係わる物件の使用を中止し、（配布物・掲示物・販売物）を速やかに回収して  
ください。

記

理 由



(様式第6号)

年 月 日

栃木県企業局電気課長 様

(申請者) 住 所

氏 名

印

とちぎふるさと電気シンボルマーク等使用報告書

年 月 日付け企電承認第 号で承認を受けた使用内容及び使用実績  
について、下記のとおり報告します。

記

1 シンボルマーク等 を使用した物	
2 シンボルマーク等 の使用日時・場所	
3 使用状況	
4 使用実績	